

i Japan 構想

新国富創造への挑戦

概 要

はじめに

経済同友会では、2000年9月「E - エコノミー委員会」が、中間提言『iJapan構想』を発表した。同中間提言では、IT革命の狙いを「様々な情報を有機的に活用することを通じて、新しい価値を生み、『知』を向上させる社会を構築する」と捉え、それを実現する枠組みを提言した。

その後、2000年11月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)が成立し、政府は、2001年1月に「e - Japan戦略」を発表する等、2005年に世界最先端のIT国家になることをめざす数々の施策を実施に移した。

しかしながら、その後の日本経済の動きを見ると、依然として長い停滞から脱却できず、諸外国から日本の経済政策運営と企業経営に厳しい評価が注がれ、国内でさえ日本の国力の低下を危惧する声が高まっている。

「IT政策委員会」では、中間提言『iJapan構想』以来2年近くが経過した現在、日本経済のパフォーマンスを、ITの価値創造への利用や、社会システムの進化という面で再評価し、何が今日の停滞を招いているかを分析した。

『iJapan構想』の「i」には、Information、Intelligence、Idea、Innovation等が象徴するように、知的革新の期待を込めた。しかし、ITは、社会システム全体の構造改革と社会意識の変革、それに企業経営の革新への挑戦なくして効果を発揮するものではない。

本最終提言『iJapan構想 新国富創造への挑戦』は、ITとリアル・エコノミーの相乗発展をもたらすシステムを探求し、これをいかにして新しい国富創造に結実していくべきかを提案しようとするものである。

《目次》

1 . I T 革命の進展と今後の展望	1
(1) 本提言の目的.....	1
(2) 世界における I T 革命の進展の軌跡	1
(3) I T バブルの崩壊の意味するもの	1
(4) I T 革命の今後の展開.....	1
(5) I T 主導の社会がめざすもの	2
(6) 新しい国富の創造.....	2
2 . 日本の高度情報社会の現実.....	3
(1) 問題意識.....	3
(2) インターネットの普及と情報リテラシー	3
(3) 通信インフラの整備	3
(4) 経済・産業社会の構造変化.....	4
(5) 企業経営の I T 化.....	4
(6) 電子政府への接近.....	4
(7) 制度インフラの整備	4
3 . I T パフォーマンスを高める社会システム設計.....	6
(1) 基本的考え方.....	6
(2) 情報通信政策の改革	6
情報通信行政の一元化.....	6
電波を「希少資源」から「共有利用可能な資源」へ	6
情報通信市場の更なる競争の促進.....	7
(3) 市場の改革	7
競争性の促進	7
情報独占の弊害の除去.....	8
(4) 産業構造の改革	8
知識産業の育成.....	8
ベンチャー企業の活性化	8
衰退産業の転換.....	8
コンテンツ産業の充実.....	8

（５）企業システムの改革	9
情報システムの効用	9
トップのリーダーシップとCIOの機能強化.....	9
ITを活かす組織文化の転換.....	9
（６）政府機能の再設計.....	9
行政改革の一層の推進.....	9
情報公開と政策評価の徹底.....	10
行政の効率性の追求	10
電子投票制度に基づく「一票の格差」是正.....	10
（７）制度インフラの整備	11
IDカードの導入	11
知的財産権制度の充実.....	11
プライバシー（個人情報）の保護.....	11
セキュリティー対策	11
消費者保護.....	12
電子商取引に対する課税ルール	12
（８）IT主導の社会の基盤の充実	12
人材の教育・育成	12
ユニバーサル・デザインの推進	13
技術基盤の充実.....	13
４．おわりに 新国富創造への挑戦.....	14
（１）日本社会の特質をユビキタス・ネットワークに活かそう.....	14
（２）IT活用により構造改革の加速を	14
（３）ITとリアル・エコノミーの相乗発展を実現しよう.....	14

1 . I T 革命の進展と今後の展望

(1) 本提言の目的

日本では、「 I T 革命」あるいは「 I T の進歩」というと、とかく技術面に重点が置かれ、 I T の導入と普及がいかににも目的であるかのような認識があった。

今回の我々の作業がめざすのは、ユビキタス・ネットワーク (Ubiquitous Network) とデジタル・コンバージェンス (Digital Convergence) を基礎に「知的革新の時代」を迎えている時代環境にあって、効率性の高いインフラ、競争性の高い市場の枠組み、創造的でアジャイルな企業経営、規律と知性豊かな生活環境、スマートな政府の実現等によって、 I T とリアル・エコノミーの相乗発展をもたらすシステムの創造であり、新しい国富の源泉の追求である。 I T は、その可能性をもたらすツールとして位置付けている。

(2) 世界における I T 革命の進展の軌跡

最近では、本格的なブロードバンドの展開とワイヤレス通信の多機能化によって、高度情報化社会は新しい段階へと飛躍しつつあり、その結果、各主体が直結するメッシュタイプ (網型) のネットワーク社会が本格的に展開し、知識社会への深化の基礎が固められたと言っても過言ではない。しかし、今日の I T の進歩は、ただ単に情報伝達手段を高度化するにとどまらず、政治、経済、生活、文化等を通じて社会システム全体に大きな変革をもたらすものである。

日本の現状に眼を向けると、ブロードバンドの普及や通信料金の引き下げ等の面ではかなりの改善を見たが、 I T の価値創造への利用や、それを高度に活用する社会システムの改革となると、必ずしも欧米の I T 先進国に肩を並べるには至っていない。政府の取り組みもやや優先度が低下しているように見え、民間部門の取り組みも途半ばにして勢いを失った感がある。

(3) I T バブルの崩壊の意味するもの

I T バブルの崩壊により、一部には「 I T 時代は過去のものとなった」という論調さえ現われたが、 I T バブルの崩壊は、むしろ我々に I T の真の意味を再考させ、 I T をリアル・エコノミーに統合する機会を与える契機となった。

(4) I T 革命の今後の展開

I T 革命の狙いは、「様々な情報を有機的に活用することを通じて、新しい価値を生み、『知』を向上させる社会、すなわち知識社会を構築する」ことにある。 I T 革命は、情報の多様、多層、多角という交流を通じて、我々の知的活動領域を飛躍的に拡大し、価値創出の条件を生み出した。

21世紀は、「知は力なり」の時代となる。そこでは、知と知が融合することによって新しい知が生まれ、知的創造の豊かな企業が市場で勝ち残り、創造力のある人が社会で評価される。ネットワーク社会は、そうした活動を確実に加速しつつあるが、パソコンの前に座っている時だけでなく、どこにいても、1日24時間いつでもネットワークにつながり得る情報環境を創出するユビキタス・ネットワーク化の進展は、企業活動と生活者の生活に新たなフロンティアを提供しつつあり、これを活用した知的で豊かなコンテンツの充実によって、我々の社会をさらにダイナミックなものにしようとしている。

(5) I T 主導の社会がめざすもの

I T 主導の社会は、 需要主導社会への展開、 総合効率社会の実現、 革新性の高揚、 参加と信頼の醸成等、 社会の発展にさまざまな可能性をもたらすが、その対応を誤ると摩擦と対立を招くおそれがある。我々としては、その可能性を見定め、それを社会の進歩に役立てていかなければならない。

(6) 新しい国富の創造

I T 革命は、知的活動領域を拡大・深化させ、大量、多様、複雑な情報を処理・活用することによって、新しい価値を生むことが可能となる。我々は、I T 主導の社会を真に活力のあるものにし、一方、そのネガティブな側面を適正に管理することによって、新しい「国富」を創造する手段を手に入れることができる。

2 . 日本の高度情報社会の現実

(1) 問題意識

1990年代の日本経済は、バブル経済とその処理に追われ、IT革命への挑戦に遅れをとったため、長引く不況に見舞われた。その背景には、国民の情報リテラシーが全般的に遅れをとっていたことに加え、通信インフラの整備の遅れ、非競争的な市場環境、労働市場の硬直性、リスクマネー供給システムの弱体、弱い企業家精神、企業トップのITへの認識の低さ等が挙げられる。特に、企業の改革意識が遅れていることが日本経済の停滞を生んでおり、経済社会全体としてもITを高度に活用して知的創造力を発揮するに至っているとは言い難い。

(2) インターネットの普及と情報リテラシー

インターネットの普及は、最近着実に進展している。しかし、人口普及率で見ると、欧州やアジアの国々が日本を上回る伸びを見せ、日本は世界で16位にとどまっている。それは国民全体としてITを自由自在に使いこなす能力である情報リテラシーが低いためである。デジタル・ディバイドを克服して国民全体の適応能力をレベルアップしなければ、IT主導の社会の進展にも限界がある。

(3) 通信インフラの整備

《ブロードバンド》 近年、ブロードバンド回線が急速に拡大しているが、その背景には競争性の導入と世論の圧力による通信料金の大幅な引き下げがあった。世帯普及率は2002年中に米国を逆転し、今後大きく引き離すことが予測されている。

しかし、「ブロードバンド大国」と言われる韓国と比べると、現状において大きく引き離されている。

政府は、「e - Japan戦略」によって、ブロードバンドの整備はかなり進行し、目標達成可能という立場をとっているが、それを実質的に活用し得る条件ができているかと言えば、まだまだ不十分である。

《移動体通信》 携帯電話端末によるインターネット利用率は世界でも突出して高く、第3世代携帯電話のサービス提供も世界に先駆けて開始されている。現在、アクセス手段としての無線利用の可能性に注目が集まっているが、今後利用可能な周波数の不足、周波数の配分方法、有効利用されていない周波数、技術革新と投資コスト等の問題に直面している。

《通信・放送の融合》 放送のデジタル化については、BS・CSデジタル放送の共用受信機が可能となれば、両デジタル放送普及の推進力となることが期待される。

地上放送のデジタル化は、単なるアナログ放送の置き換えでなく、新たなサービスの提

供も期待できるが、既存アナログ放送との両立を図りながらのデジタル移行という難題もある。

通信と放送の融合の時代は、単に従来の放送をデジタル化するものではなく、事業形態のあり方も含め、融合の真のメリットを享受できるように制度を整備するとともに、新たなコンテンツの創造による市場拡大が必要となってくる。

(4) 経済・産業社会の構造変化

IT市場のパフォーマンスは、これまでのモノ主導の市場とはかなり異なり、情報の非対称性が解消する(需要者が市場における大きな決定権を持つ) 収穫逓増の法則が働く、ネットワークの経済性が働く、消費動向が二極分化するといった特色を持つ。

こうした市場のパフォーマンスは、産業構造に変化をもたらし、情報通信関連産業の成長を促し、新しい産業を生み出すが、中抜き現象も起こる。

また、“オールド・エコノミー”と言われる産業分野においては、強い部品とサービスといった“スマイル・カーブ”の両端分野において、強い国際競争力を保持できる機会が生まれる。

さらに、金融システムやサービスにおける革新も大きいですが、日本の金融機関はIT活用面で遅れている。

(5) 企業経営のIT化

ITの経営戦略への活用については、日本企業では、トップマネジメントの認識と指導力が弱く、しかも既存の業務や取引の効率化という観点に重点が置かれているため、低いレベルにとどまっている。多くの経営者は、自社のビジネス・モデルにITを活用することの重要性を認識しているものの、実際には必ずしもIT活用の真の意味を理解していない。日本では、専任のCIO(Chief Information Officer)を置いている企業の割合は低く、CIOが十分に機能している企業も少ない。こうしたIT対応の遅れは、日本企業の収益力の低さに典型的に表われている。

(6) 電子政府への接近

電子政府化は、省庁間ネットワーク等の基盤整備は進んでいるものの、個人向けサービスが提供されていない点が低い評価につながっており、これは国民の立場に立った電子政府化が遅れていることを示唆している。

電子投票制度については、地方選挙で実施されることになったが、今後の課題として、国政選挙にも早期に導入することが目標となる。また、中長期的には電子投票制度を使って、民度がより高く反映される選挙制度への改革が視野に入ってくる。

(7) 制度インフラの整備

《知的財産権制度》 インターネット・ビジネスの拡大に伴って、ビジネス・モデル技術の特許申請・登録件数は急増している。IT主導の社会において、新しい製品、サービス、ビジネス・モデルの開発を促すためには、適切なルールで知的創出を財産権の形で保護する必要があり、主要国間で検討を続けている。

《プライバシー（個人情報）の保護》　IT主導の社会を適切に管理する上で、プライバシー（個人情報）の保護は重要な課題である。インターネットを通じて大量の個人情報がデータベース化されれば、その流出によって大幅なプライバシー侵害が起こる可能性があり、米国をはじめ多くの先進国において、様々な対策が講じられており、日本でも法案の審議が続いている。

《セキュリティ問題》　セキュリティ対策も重要な問題であるが、日本は必ずしも十分ではない。不正アクセスやウイルス感染被害が急増し、その被害も甚大なものになっている。

3 . I Tパフォーマンスを高める社会システム設計

(1) 基本的考え方

- 《 I Tを経済システムの機能向上に結び付ける》 I T主導の社会は、国富の拡大につながる可能性を秘めており、通信インフラ、市場の枠組み、企業経営、政府機能、生活スタイル、社会意識を改革して、 I Tを経済システムの機能向上に結び付ける総合的な政策の枠組みを提示する必要がある。
- 《日本全体を「 I T特区」に》 一部には「 I T特区」を設けようという提案があるが、 I T能力について日本社会全体のレベルを高める必要があり、かつ、グローバリゼーションと一体として捉えるべきなので、地域を特定するのではなく、日本全体を「 I T特区」にする施策を展開すべきであると考え。
- 《官民の役割分担》 I T主導の社会を実現するには、その主導的役割は民間が担い、その民間活力を引き出すための環境整備の役割は政府が果たし、官民の役割分担を明確にすべきである。

(2) 情報通信政策の改革

情報通信行政の一元化

- 《日本版 F C C の創設》 I T機能のパフォーマンスを高めるために、自由で公正な競争を保つための競争政策が重要な役割を果たす。それには、ルールを明確にし、事後監視により厳格に執行することが不可欠である。
同時に、情報通信分野における競争政策の策定と執行及び監視を行う機関を、産業を担う行政組織から完全に独立した組織とする必要がある。そこでは、高度の専門知識が要請されることを鑑み、米国等の例に倣い、公正取引委員会とは別の組織として、日本型 F C C (Federal Communications Commission) を創設すべきである。
- 《情報通信省の創設》 情報通信行政は、国家の競争力を左右する基本的インフラに関わる重要な政策分野であり、その政策を担う行政組織がいくつかの省庁に分割されていることは、国益の観点から好ましくない。産業振興行政の役割を吟味しつつ、「情報通信省」の創設を検討すべきである。

電波を「希少資源」から「共有利用可能な資源」へ

- 《周波数の多重利用・共存》 最新の技術では、一定の帯域の中から実際に利用されていない帯域を通信機器が探し出し、その帯域を使って通信を行うことが可能となる。これにより、現在の周波数配分を変更しなくても、その帯域で使用する規格の統一さえ行えば、その帯域で免許を持っている事業者の通信を妨害することなく、有効利用されていない部分を無免許帯として活用できる。これは、若干の法改正だけで実現可能な方法であり、これによって周波数の多重利用を進めるべきである。

- 《用途制限の緩和》 現在の周波数配分では、特定の周波数に特定の用途が割り当てられており、その用途以外の利用はできない。これが他の用途に転用できれば、電波の効率的利用が高まるので、検討すべきである。ただし、現在割当を受けている事業者に無制限に転用を認めれば、公平性の面から問題があるので、この点も含めて慎重な検討が必要となる。
- 《UWB（超広帯域無線）の認可》 従来のアナログ無線と異なり、UWB（超広帯域無線）は情報を細かいパルスに変えて、広い帯域に散らばらせて発するので、既存の電波と重複する周波数帯で電波を出しても干渉が起こらない。これによって、利用者から見れば、帯域の制約がなくなることを意味する。米国ではUWBの実用化の方向に動き出しており、日本も早急にUWBの認可に進むべきである。
- 《将来の可能性 「免許」から「電波利用権」へ》 将来、すべてのアナログ無線がデジタル無線技術に置き換われれば、現在のヘルツ単位の免許制度は意味を持たなくなる。むしろ、一定の周波数の帯域で複数の業者がサービスを行う権利として、使用頻度に応じたビット単位の「電波利用権」を設定し、電波をアンバンドリング化するといった、周波数に依存しないデジタル時代の新しい電波政策の構築が必要となるだろう。

情報通信市場の更なる競争の促進

- 《ブロードバンド化に対応した競争政策の構築》 競争政策の基本は、利用者利益を最大化し、また、あらゆる産業・生活のインフラである通信ネットワークに市場原理が有効に働き、その上を流れる情報（コンテンツ）が自由にそれを活用できるよう、競争政策を強化することである。そのためには、端末、ネットワーク、プラットフォーム、コンテンツ等、それぞれの事業分野について、垂直・水平な有機的連携が、自由かつ公正な競争条件の下で行われるよう、所要の法体系を改革する必要がある。
- 《公正な競争のための競争ルールの策定》 現状に鑑み、支配的事業者がその支配力をもって関連分野に進出する際には、公正な競争が歪められないように競争ルートを策定する必要がある。
事業者間の競争性を高め、各事業者間の創意工夫と開発インセンティブを高めるためには、事前規制よりも事後規制が望ましい。その際、監視を徹底・強化し、具体的に競争を阻害する問題が発生した際には、それを是正する措置を速やかに行う必要がある。

（３）市場の改革

競争性の促進

- 《政府介入の抑制》 IT主導の経済では、企業と個人がその情報を集積し、加工し、自由に選択をすることによって新しい価値が創出されるため、競争性を最大限に確保する必要がある。そのため、政府の介入を社会の公正を保つ上で市場機能が処理し得ない必要最小限度にとどめることが不可欠である。
- 《規制の撤廃と改革》 日本では、ITが効果を発揮できる分野が拡大してはいるが、まだまだ規制を撤廃ないし改革すべき分野も多く、その改善に努力する必要がある。

また、民々規制と言われる伝統的な現状維持指向的取引形態も多い。企業自身がその弊害を認識し、その改善に努めるとともに、それが競争制限的になる場合には、独占禁止法によっては是正すべきである。

さらに、ITを活かしていくためには、技術の進展に応じて制度を先見性と柔軟性を持って見直していくことが重要である。

情報独占の弊害の除去

- 《情報独占是正のためのルールの明確化》 IT主導の経済においては、新規性のあるビジネス・モデルは、知的財産権として保護されるべきであるが、それが過度にわたるときは、かえってその普及を遅らせ、経済を停滞させることになる。したがって、公正取引委員会は、情報独占の弊害が生じないように、その是正のためにルートを明確にする必要がある。

また、今後、知的財産権をめぐる紛争が多発する可能性が大きいので、その早期処理を図るため、司法制度の改革を加速するとともに、法的サービスに充実する人材の充実を図る必要がある。

(4) 産業構造の改革

知識産業の育成

- 《経済基盤を強固にする知識産業の育成》 高度情報社会においては、知識を創り出す企業が市場に生き残り、そうした産業が経済の基盤を強固にする。知識産業とは、情報システムと知的創造力を活用して新しい価値を生み出す産業であり、ソフト開発、情報サービス、研究活動、コンサルティング、コンテンツ供給、文化産業等が含まれる。こうした知識産業の育成が急務である。

ベンチャー企業の活性化

- 《ベンチャー企業活性化のための支援》 日本では、ベンチャー企業が米国のように必ずしも育っていない。ITはベンチャー企業の基盤を成すものであり、ベンチャー企業はITのニューフロンティアを拓くものである。

こうした観点から、ベンチャー企業家を育成するキャリア教育を充実するとともに、リスクマネーの供給方式の多様化、法人税負担の軽減、ストックオプションの拡大、技術開発促進等の税制の優遇措置の充実、産学共同研究の加速、海外への研究者の派遣や外国人研究者の招聘を含む人材育成等の施策を充実する必要がある。

衰退産業の転換

- 《衰退産業への保護措置の制限と転換支援》 ITの進歩は新しい産業を創出すると同時に、知的な付加価値の低い産業を後退させることになるため、いたずらに保護措置を講ずることなく、関連企業が事業転換等をスムーズに進められるよう、適切な支援を行っていくべきである。

コンテンツ産業の充実

- 《コンテンツ産業の充実》 ITの進歩は、コミュニケーション・メディアを多彩にし、テレビの多チャンネル化や放送と通信の融合を促す。同時に、イ

インターネットの高度化は情報ニーズを多様化する。

こうしたことから、コンテンツ産業の充実を図らねばならない。そのための人材の養成等を充実するとともに、動画配信等によって問題となっているコンテンツの知的財産権をめぐる法整備を早急に進める必要がある。

(5) 企業システムの改革

情報システムの効用

- 《IT活用による経営戦略構築能力の強化》 日本企業が国際競争力を強化するには、ITを積極的に活用し、経営戦略の構築能力を高めることが緊急な課題である。我々企業経営に携わる者としては、ITの持つ意義を深く理解し、決意を新たにして企業経営の知的革新にITを最大限に活用していかなければならない。このことこそが、日本経済の活力を真に甦らせる源泉となるのである。

トップのリーダーシップとCIOの機能強化

- 《社内外抵抗勢力の打破》 企業経営をめぐる情報システム、とりわけERMの活用は、企業経営の改革そのものである。それを効果的に戦略として結実させるには、トップのリーダーシップにより、在来の仕事や部門に携わる社内の抵抗勢力や、長年の取引関係や規制に守られた古い体質の社外の抵抗勢力を打破しなければならない。
- 《CIOの育成と活用が急務》 最近の銀行のシステム障害の例を見ても、経営者のITに対する認識が組織の命運を左右することは明らかである。米国等の成功事例を参考にして、CIOの育成と活用に更なる努力を払わなければならない。

ITを活かす組織文化の転換

- 《組織の改革》 CIOのリーダーシップの下に、ITを最大限に活かすためには、それにふさわしい企業組織への改革が不可欠である。ITを経営戦略の中核に位置付けつつ、全社的に組織、業務プロセス、取引関係等の革新を進めていくことが、日本企業が挑戦すべき重要な課題である。
- 《ITによる新たな価値の創出》 企業は、生産性の向上や調達コストの低下により実現される「経済(収益)価値」、ユーザーの物的、精神的ニーズを充足する「顧客(人間)価値」、及び社会の規律と持続性や安定性に貢献する「社会価値」を充足すべきものである。ITは、こうした価値の創出に有効な手段を与えるものであり、企業はITを最大限に活用して、新たな価値の創出に努力する必要がある。

(6) 政府機能の再設計

行政改革の一層の推進

- 《小さくて行き届いた政府の実現》 政府は、2001年3月の「e-Japan重点計画」の一つとして「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」を決め、小泉内閣ではさらに特殊法人の民営化等の改革に取り組んで

いる。IT主導の経済においては、民間機能が十分な役割を果たすことから、省庁間のタテ割行政を排除し、小さくて行き届いた政府の実現に向けて、さらなる行政改革を進める必要がある。

こうした施策は中央政府のみならず、地方自治体においても進め、中央と地方の連携によって、日本全体の行政の効率化を推進する必要がある。

情報公開と政策評価の徹底

- 《行政情報の公開と行政評価の徹底》 政策形成システムの透明化と効率化を進めるため、行政情報の公開と行政評価の徹底を図る必要がある。インターネットによって行政情報や行政評価が公開されれば、政策に関する国民的議論も高まっていくものと期待される。
- 《政策形成に重要な役割を担うNPO/NGOの育成》 政策形成プロセスにおいて、NPO/NGOが今後重要な役割を果たすことになるため、NPO/NGOに政策参加の機会を供与するとともに、寄付税制を大幅に緩和し、財務基盤を充実する必要がある。その際、NPO/NGOには、事業内容の公表、収支内訳及び寄付者・団体名と金額のウェブサイトでの公表の義務付け等、競争原理と公開性を確保すべきである。
- 《国会議員のウェブサイトによる情報公開の義務付け》 立法活動に関する情報も公開されることが肝要である。そのためには、全ての国会議員に対し、個人ウェブサイトを開設し、政策や国会での投票行動に関する情報の公開はもとより、政治資金の収入・支出両面について、加工可能な電子情報として公開することを義務付けるべきである。

行政の効率性の追求

- 《電子政府化の一層の推進》 電子政府の構築は、行政コストの低下を通じた納税者便益の向上を最終目的とすべきである。単に現在の組織や機能の上にITを追加するのではなく、電子政府の窓口として利用者側に立ったクオリティの高いポータルの開設、各種手続・申請のワンストップ・サービスと電子納税の早期導入等を進めるべきである。
- 《政府調達の新たなスキームの確立》 IT投資を「第2の公共事業」にしないために、透明性、国際性が保たれた新たな政府調達のスキームの確立が必要である。実績確保のための採算割れ受注ではなく、「適正な入札価格と適正なランニングコスト」を守り、最小の費用で最大の効果をもたらす行政サービスが提供される仕組みが実現されるべきである。そのため、各省ごとの調達といった仕組みを改め、こうしたスキームとして「調達庁」を創設する等、国全体としての調達スキームの効率化を図ることも検討することを提案する。

電子投票制度に基づく「一票の格差」是正

- 《電子投票制度の推進》 地方自治体レベルで実施されることになった電子投票制度は、事務の効率化や有権者の利便向上に資するものであり、早急に国政レベルにおいても導入する必要がある。
- 《完全電子投票制度に基づく「一票の格差」是正》 中・長期課題として、行政区分や文化・地理的要素を排除し、選挙民を機械的に平等に抽出する仕組みの構築によって選挙を行うことを提案する。これによって、少なくとも衆議

院では、民主主義の基本である投票価値の平等を徹底的に追求し、「一票の格差」の根本的是正を実現することが可能となる。

(7) 制度インフラの整備

ＩＤカードの導入

- 《「統一的ＩＤ用ＩＣカード」の導入》 行政が用途別に発行するＩＣカードの仕様を統一し、公的個人認証制度の導入に合わせ、原則として国民１人１枚の「統一的ＩＤ用ＩＣカード」を早期に導入することを提案したい。ただし、その際にはセキュリティーやプライバシー等への十分な技術的配慮が最重要課題となり、行政が国民から信頼を得られるような十分な対策を講ずることが必要である。

知的財産権制度の充実

- 《適切な知的財産権制度の早期整備》 ＩＴ主導における新しい製品、サービス、ビジネス・モデルの知的財産権は、その保護の形があまりに緩やかであれば、知的創造活動を阻害するし、あまりに広ければビジネス・モデルの進歩を妨げ、情報独占を招きやすい。政府及び企業が国境を越えてこの問題について話し合いを進め、国際的に共通な法的整備を早急に進める必要がある。また、管理する政府当局は、イノベーションの進展度やその影響を正しく評価し、審査する能力を向上させる必要がある。

プライバシー（個人情報）の保護

- 《プライバシー（個人情報）保護への取り組み》 プライバシー（個人情報）の保護は、ＩＴ主導の社会を適切に管理する上で重要な課題である。審議中の個人情報の保護に関する法律案は、報道自体の取扱いについては別途検討する必要があるが、情報ネットワークの進展に伴う個人情報の保護に関しては、個人情報がネットワークによって侵害されるリスクにさらされていることに鑑み、我々としては、行政運用が恣意に流れることのないようその運営に公正を期す措置を折り込んだ上で、同法案の早期成立を期待する。また、情報通信関連の技術は、急速に進歩することに鑑み、それに対応して、法制度を適切に改善していく必要がある。
- 《法制度と倫理的対応の適切な組み合わせ》 プライバシーの問題は、過度にリスクを強調するあまり、経済社会の効率性と創造性を損ねることもあり得る。また、すべて政府のルールによって律し切れないものがある。最低限の法的ルールを規定した上で、企業が独自に倫理的な対応を組み合わせていく必要がある。

セキュリティー対策

- 《企業によるセキュリティー対策の徹底》 ブロードバンド時代を迎え、政府、企業、個人にとってセキュリティー対策は重要な問題であるが、日本では必ずしもその対応が十分ではない。
セキュリティー対策には官民の協力が必要であるが、多くの情報や技術、そ

れにプラットフォームは企業の側にあるので、企業自身の努力が何よりも大切である。企業は、セキュリティーの専門家を養成するとともに、企業のトップがその必要性を認識する必要がある。

- 《電子商取引における国際的ルールの確立》 電子商取引については、電子署名制度が実施に移されており、認証書のフォーマット、受け渡しのプロトコール等の国際標準化も進んでいる。今後、これらを適正に運営するとともに、電子署名の法的効力、認証書の相互承認、電子公証制度等で国際的合意が進むことを期待する。

消費者保護

- 《標準的ルールの作成》 常時接続の普及と瞬時大量の情報交換は、消費者を様々なリスクにさらす。国内の問題としては、クーリングオフ等これまでの経験を活用しつつ、紛争の解決を重ねて、順次標準的ルールに導いていく努力が必要である。そのためには、多様なレベルでの認証の仕組みを、リスクとコストの関係からどのように選択していくかを見定める必要があり、同時に、「サイバーオンブズマン」のような制度も検討する必要がある。
- 《国際的な標準や調和の確立》 これらの行為は国境を越えて行われるので、法制について国際的な標準や調和が必要になる。OECD等で消費者保護ガイドラインを設けようとする動きがあるが、最低限の標準の確立にはさらに官民を通ずる検討が必要となる。

電子商取引に対する課税ルール

- 《課税ルールに関する国際的な協調メカニズムの確立》 OECD等で電子商取引に対する課税ルールが検討されているが、インターネットの国際的な普及は、消費課税、デジタル・コンテンツ取引の場合の捕捉、資産取引課税の捕捉の困難さ等の課税上の問題を惹起する。
これらを解決するためには、国際的な協調メカニズムが必要であるが、厳格な制度を設ければ電子商取引を阻害するので、これらの点を考慮して、早急な検討を期待する。

(8) IT主導の社会の基盤の充実

人材の教育・育成

- 《情報リテラシーの強化》 IT主導の社会を真に実現させるためには、国民全体の情報リテラシーをレベルアップする必要がある。その際、単に「スキル」の充実だけでなく、情報化に対する意欲や情報に対する価値観といった「マインド」を充実させていくべきである。
- 《情報、技術教育の充実》 最近では、技術分野を専攻する学生が減少傾向にあり、技術立国日本の将来が危ぶまれている。子供たちの理数系教科への関心を高める教育が必要である。また、日本の大学の教育機能の評価は、国際的には必ずしも高くない。海外から教員を招聘するなどにより、高等教育機能をより一層充実する必要がある。

ユニバーサル・デザインの推進

- 《ユニバーサル・デザインの推進》 国内においてデジタル・ディバイドを克服するためには、個人個人の努力が必要であるが、高齢化社会の進展等を考えれば、すべての人が簡単にネットワークにアクセスし、情報を得ることができるよう、情報通信機器等のユニバーサル・デザイン化を推進していく必要がある。

技術基盤の充実

- 《魅力ある研究環境の整備》 技術基盤の充実、ITを日本の産業の国際競争力と成長力の強化に結び付ける上で重要な政策課題である。まず、研究環境の魅力を高める必要がある。最近、研究環境の不備によって、先進分野の研究者の海外への頭脳流出が進んでいることが憂慮されており、ソフト及びハード面を通じて、先端的な研究環境の魅力を高め、その充実に向けて一層の政策努力を傾ける必要がある。
- 《産学協力の一層の進展》 産学協力を実りあるものにするのである。一部には、成果をあげ始めている共同研究もあるが、大学の保守性等から必ずしも学際的な研究が進まず、十分な成果があがっているとは言い難い。今後、大学及び民間企業が、海外との協力も視野に入れて積極的に取り組むとともに、政府の支援を期待する。
- 《民間の研究開発の促進》 民間の研究を促進することである。技術立国日本の発展をめざすためには、民間の活力を活用し、優れた技術開発を進め、優れた技術開発を進めていく必要がある。また、民間企業の技術者の活用や社内教育の充実を図る必要がある。技術教育の充実を図る必要がある。そのためには、民間の企業の研究開発へのインセンティブを高めるため、税制上の優遇措置の充実することを強く要請する。

4 . おわりに 新国富創造への挑戦

(1) 日本社会の特質をユビキタス・ネットワークに活かそう

日本経済が停滞した最も大きな要因の一つに、IT革命への挑戦に遅れをとったことがある。なぜならば、ITを十分に活用する意欲と政策が十分であれば、日本の構造改革がもっと早く展開したからである。

歴史を振り返ってみると、日本の社会は、内外の知を融合することによって新しい発展を実現した経験を持ち、自己の規律と研鑽を重んじ、他人との関係を大切にする等、本来はネットワーク社会にふさわしい特質を備えている。しかし、最近の日本の産業社会の動向を見ると、戦後の高度成長の過程で培われた横並び指向、慣例を尊重する保守的傾向、リスクへの挑戦を避ける消極的姿勢がその特質を蔽ってしまった。

しかし、日本社会の特質を再認識し、それを高めていけば、ネットワークの持つ利点をフルに生産性向上に結び付けていくことができるはずである。さらに、ユビキタス・ネットワークを構成する情報機器やコンテンツは、今現在、日本企業が強い競争力を保持しているが、緒についた急速なブロードバンド化の勢いに乗って戦略的に環境整備を進めていけば、日本はユビキタス・ネットワーク社会の実現の最短距離に位置していると言い得る。

ITを成功に導く要因は、調和と創造である。日本の伝統文化である連歌は、正にそれを象徴している。我々は、企業や政府を含めて、社会全体としてネットワーク化の水準を高めていけば、ITは真の効果を我々の資産とすることができると確信する。

(2) IT活用により構造改革の加速を

日本産業の競争力の強化は、焦眉の急である。その第1は、技術集約産業においてITを活用することによって、革新力を強化することである。とりわけ、SMILE技術(システム、素材、情報、生命、環境)の革新力には期待がかかる。第2は、文化と産業の融合を進めることである。ITの進歩は、商品やサービスの文化性の向上、文化の伝達手段の高度化、及び文化の表現技術の多様化を可能にする。同時に、高度化した文化性は、その深化を通じて技術の一層の向上を促すことになる。第3は、ITを活用して経営力を革新し、知的生産性を向上することである。

(3) ITとリアル・エコノミーの相乗発展を実現しよう

ITとリアル・エコノミーは、たえず相乗発展を遂げるものである。ITは、単に情報処理に関するシステムを効率化するばかりでなく、人間の知的活動領域を飛躍的に拡大す

る。ITとリアル・エコノミーの相乗発展をもたらすシステムの創造こそ、日本産業の国際競争力を再生する最も重要な方途である。

それは、効率性の高い情報インフラ、競争性の高い市場の枠組み、創造的でアジャイルな企業経営、規律と知性豊かな生活環境、それにスマートな政府の実現に向けた社会全体の有機的な取り組みがあって、初めて実現できるものである。そこに、新しい国富の源泉がある。

以 上